

令和元年（2019年）6月17日

枚方市議会議長
前田富枝様

文教常任委員会
委員長 丹生真人

文教常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、令和元年（2019年）6月17日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第25号	枚方市立図書館条例の一部改正について	原案可決とすべきもの
請願第1号	新香里ヶ丘図書館に指定管理者制度を導入するのではなく、市が責任を持ち、直営で運営することを求める請願	不採択とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 市立図書館への指定管理者制度導入の是非について
- ・ 市立図書館への指定管理者制度導入の趣旨及び目的について
- ・ 市立図書館への指定管理者制度導入に対する批判の根拠について
- ・ 市立図書館への指定管理者制度導入による成果について
- ・ 市立図書館の指定管理者に対する指定管理料支出の有効性について
- ・ 市立図書館の指定管理者による図書館運営の継続性確保について
- ・ 市立図書館の指定管理者による利用者ニーズの把握について
- ・ 市立図書館の指定管理者による適正な選書及び資料収集の実施について
- ・ 市立図書館の指定管理者による雇用の状況について
- ・ 直営による中央図書館運営の維持について
- ・ 香里ヶ丘図書館建てかえの基本理念について
- ・ 香里ヶ丘図書館建てかえに向けた市民説明会の開催回数について
- ・ 香里ヶ丘図書館建てかえ工事の進捗状況について
- ・ 香里ヶ丘図書館及びみどりの広場への指定管理者制度導入による効果について
- ・ 香里ヶ丘図書館への指定管理者制度導入に向けた社会教育委員会及び教育委員会における検討のあり方について
- ・ 香里ヶ丘図書館への指定管理者制度導入前後における司書配置について
- ・ 香里ヶ丘図書館へのレファレンス担当員の配置について
- ・ 香里ヶ丘図書館多目的室の使用料のあり方について
- ・ 香里ヶ丘図書館多目的室の目的外使用許可の判断について
- ・ 本件請願の提出に至った経緯について

2. 討論要旨

[堤 幸子委員]

議案第25号 枚方市立図書館条例の一部改正について及び請願第1号 新香里ヶ丘図書館に指定管理者制度を導入するのではなく、市が責任を持ち、直営で運営することを求める請願について、日本共産党議員団を代表して討論します。

枚方市では、昨年4月から、図書館と生涯学習市民センターの複合館6館全てに指定管理者制度を導入しました。これまで、公立の図書館は、業務の継続性が必要なことや、住民の知る権利の保障が求められることなどから、自治体の責任で直接管理するべきで、職員の継続性も保障されない指定管理者制度は導入するべきではないと反対してきました。

建てかえ後の香里ヶ丘図書館に指定管理者制度を導入することは、地域の分館全

てに指定管理者制度を導入することになり、これまで市民とともに発展してきた枚方市の図書館分館の役割を放棄するもので、許されるものではありません。

枚方市の図書館は、昭和40年代に、子どもたちに絵本を読んであげたくても高く買えない、こうした声が広がって、図書館運動につながっていきました。当時の市長が市民の声に応じて図書館を開館し、職員とともに発展させてきた枚方市の財産です。請願にあるように、枚方市が直営で運営するべきです。

次に、図書館条例の一部改正について、反対の理由を挙げます。

初めに、社会教育委員会議で審議された第3次グランドビジョンにも、市立図書館運営の基本的な考え方にも、単体の施設である香里ヶ丘図書館への指定管理者制度の導入は書かれておらず、行政の勝手な判断で決められたことは問題です。市民の声にも、社会教育委員会議の意見にも耳を傾けないやり方には納得できません。

2点目に、図書館と隣接の公園の一体管理を行うことで地域の活性化を図るということですが、管理運営費の削減ができない可能性もあり、枚方市が直営で管理していればイベントなどにも協力できるので、わざわざ一体管理で民間が管理する必要性がありません。

3点目は、職員体制も、正規職員が約3割、非正規職員が約7割を占める状況で、既に、1年間で10人余りが異動しています。非正規職員は、時間給での仕事となり、不安定雇用です。結果、年収も少なく、枚方市がワーキングプアを生み出してしまいます。

また、指定管理期間は3年で、仕事の継続性が確保できません。そうなれば、職員が日々の経験を生かし、情報を収集して行う地域資料の収集や、常に整理と提供が必要と言われ、職員の研さんや育成が必要であるレファレンスにも支障を来します。

最後に、香里ヶ丘図書館にある多目的室は、本来、図書館の所管であり、無料の施設です。図書館法に照らしても、単体の図書館の施設内にある集会室を有料にすることは認められません。

以上のことから、本条例には反対であり、請願には賛成であることを申し上げ、討論を終わります。

[鍛冶谷知宏委員]

本委員会における議案第25号及び請願第1号の採決に当たり、議案第25号については賛成、請願第1号については反対の立場から討論を行います。

本市における図書館への指定管理者制度の導入については、平成24年12月に策定された枚方市新行政改革大綱及び平成25年3月に策定された枚方市行政改革実施プランにおいて事務事業の効率化の方針が示されたことを受けて、検討が進められてきました。文教常任委員会における平成26年度の所管事務調査でも、市立

図書館の効率的、効果的な運営体制の構築に向けて指定管理者制度の導入を進めるべきとの報告がなされました。

そのほか、本市議会でも何度も議論され、図書館については、中央図書館が司令塔としての役割を果たす中で、生涯学習施設との複合施設において導入が進められてきた経過があります。このように、本市議会としての意思は一定示されてきました。

今回提出されました請願では、新香里ヶ丘図書館への指定管理者制度導入の見直しを求めるとの趣旨でございますが、今回の答弁では、6分館への制度導入により開館時間が1.5倍となり、市民の利用機会が増加するとともに、全国的に展開している民間事業者のノウハウを生かしたさまざまなイベントの開催や新たな機器の導入、市民の知的好奇心を刺激する取り組みなどにより、利用者から好評を得ているということでした。

また、選書についても、中央図書館が7カ所の図書館分館を取りまとめる司令塔としての役割を果たして、適切に行うとともに、図書館事業の継続性についても確保されるということでした。

これらのことから、新香里ヶ丘図書館への指定管理者制度導入につきましては、図書館施策をさらに充実させるための有効な手段として、積極的に取り組むべきと考えます。

ただ、今回は、これまでのような生涯学習施設との複合施設ではなく、公園の一部であるみどりの広場と一体的な管理運営が図られるということです。開館後の利用状況等をモニタリングなどにより把握し、適宜、必要な改善等を行いながら、指定管理者制度導入の効果がサービスの向上という形で市民に還元できるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、図書館2階の多目的室につきましては、受益者負担の観点から有料とすべきであり、また、公平性の観点から、近隣にある同種の公共施設との均衡を考慮した料金にすべきと考えます。

以上、議案第25号については原案可決とすべき、請願第1号については採択すべきでないとし、申し上げ、討論いたします。